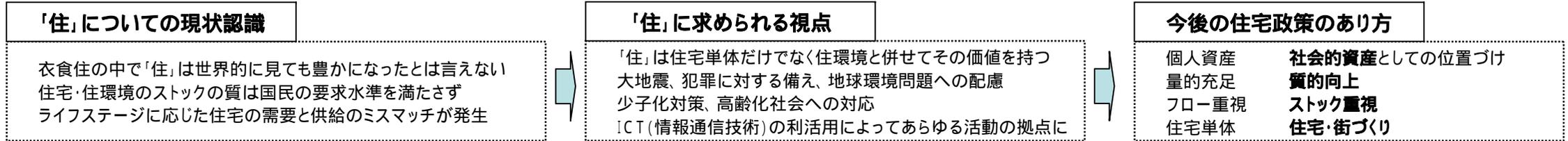


提言「住宅・街づくり基本法の制定に向けて」の概要

2005年6月21日
(社)日本経済団体連合会



基本的な考え方

国家戦略として「住宅・街づくり基本法」の制定
良質な住宅・住環境 = 「明日への創造と活力の源泉」、「国家的な課題の解決」 社会的資産

「住宅・街づくり基本法」の基本理念

(1) 良質な住宅・住環境 = 社会的資産	(2) 美しい街づくり	(3) 暮らしにあわせた住まい方の実現
<p>良質な住宅・住環境は、明日への創造と活力を生み出す源泉 個々人にゆとりある生活と精神的な豊かさをもたらす 家族の絆の強化やコミュニティの形成を通じて社会の安定化に寄与 わが国が直面する国家的課題の解決に貢献 (地震・災害への備え、防犯、地球環境問題、少子化、高齢化 など) 何世代にも亘って引き継がれるべき貴重な資産 住み替え・住み継ぐことによる国富の増大 整備・実現にかかる費用は社会インフラへの投資</p>	<p>地域ごとに、自然、風土、歴史、文化的環境 に応じた美しい街づくりで豊かな住生活の 実現を 住みやすく、美しく魅力的な生活空間の創造 は、観光振興、集客交流を通じて地域の 活性化にもつながる</p>	<p>住宅の流動性を高め、個々人がライフ ステージに応じて住宅を容易に確保できる 仕組みづくりが必要 子育て世代や高齢者にも安心して暮らせ る住環境の提供を可能にし、そのことが 少子化対策や高齢化対応にもつながる</p>

国、地方公共団体、事業者、国民の責務、政策上の支援措置

国		地方公共団体		事業者の責務	国民の責務
責務	政策上の支援措置	責務	政策上の支援措置	合理的な価格で良質な住宅 とサービスをタイムリーに 供給し、国・地方の計画の 目標達成に協力	公共の利益を優先して 基本計画・整備計画の 目標達成に協力
基本計画の策定 と目標達成	金融上、財政上、税制上の支援措置を講ずる 特に税制については、自己資金・借入れの区別なく良質な 住宅の建設・改善を誘導する住宅投資減税の導入	基本計画にもとづく 整備計画の策定と 目標達成	財政上、税制上の措置を弾力的に 運用する。		

基本計画に盛り込むべき具体的施策とアウトカム指標

具体的施策	(1) 良質な住宅の供給に向けた施策	(2) 既存ストックの改善と流動化に向けた施策	(3) 街づくりに関する施策	(4) 住宅セーフティネット、 公営住宅に関する施策
	<ul style="list-style-type: none"> 住宅性能表示制度の普及 住宅投資減税等による高品質の住宅建設・取得促進策 コスト低減に繋がる規制緩和 など 	<ul style="list-style-type: none"> 税制・財政によるリフォーム促進への支援 既存住宅の性能表示制度の整備、既存住宅の質が市場価格 に反映される仕組みづくり など 	<ul style="list-style-type: none"> 創意工夫による魅力的な 街づくりができる環境整備 木造密集市街地の解消 など 	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者、災害の被災者 など住宅弱者への対応
アウトカム指標	<p>(1) 住宅の質に関する指標</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震性、防災性、安全性、防犯性 耐久性、省エネ性、環境配慮度、バリアフリー化 誘導居住水準・最低居住水準と達成率・未達率 など 	<p>(2) 市場整備に関する指標</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅の質を客観的に評価する仕組み整備の進捗度 既存住宅の流通量、情報開示度 リフォーム市場の活性化、賃貸市場の充実化 など 	<p>(3) 住環境・街づくりに関する指標</p> <ul style="list-style-type: none"> 住環境の良好度 居住サービスの充実度 安全性、防災性、緑地化、静かさ、快適さ、美しさ など 	

政策の進捗に係る評価機関の設置

施策の進捗状況を評価、必要に応じて計画の変更を建議